

公益信託認可ガイドライン案への意見（第7回施行準備研究会）

項番	意見者	項目	意見等
1	【大塚参与】	＜第4章P22＞ 「帰属権利者となるべき者を指定する定め」について	P22 で示された提案を基本的には支持する。具体的な定め方としては、他に、(i) アとイを組み合わせる方法（順位を付して複数の個別団体等の名称を明記しつつ、それらの団体等の全てが消滅した場合には受託者が裁量によって帰属権利者を定める）や、(ii) イの方式を採用しつつ、受託者の裁量を内容の面でも制限する定めを置く方法（「類似」の具体化）も考えられる。受託者の適切なガバナンスが確保されている場合には受託者に一定の裁量を与えることも許されるとはいえ、その場合でもできる限り具体的な定めを置くべきである。
2	【大塚参与】	＜第4章P24＞ 委託者の権限について	P24 で示された提案を支持する。公益信託認可の審査に当たってのより具体的な考慮事項を示すのであれば、①委託者の指示等の権限が適切な範囲に限定されているか、②受託者が委託者の指示等の合理性を判断し、場合によってはそれに反して事務を処理することが容易か（委託者と受託者との関係、受託者のガバナンスなど）、③委託者の指示等の合理性を判断する独立の機関が存在するか（合議制の機関、信託管理人）などが考えられる（全て必要という趣旨ではない。）。また、監督段階において、受託

			者が委託者の指示等に従った事務処理をしていることのみをもって不適切であると判断されるべきでない点には留意が必要である。
3	【大塚参与】	<第4章P30> 第三者からの寄附の受入れについて	第三者からの寄附（追加信託を含まない。）の受入れの有無が公益信託のあり方にとって重要であり、委託者・受託者の合意によって定めることが望ましい事項であること、しかし、信託行為の規定がない場合には、受託者の裁量によって受入れ可能であることについては、提案を支持する。ただし、第三者からの追加信託は、（その理論的な位置づけは不明確であるものの、）第三者に委託者の地位を付与するものであり、その権限行使のあり方によって信託の実施に大きな影響を与えうるものであることから、当初の委託者による明確な意思が示されて初めて可能であると考えべきであり、信託行為の規定や委託者の意思がない場合に、受託者の裁量によって受入れ可能であるものとして扱うべきではない。
4	【岡本参与】	「ところ」文	一般に、役所文書において頻用される「ところ」文は、長くなりがちで文として望ましくない。文書を区切り、適切な接続詞を入れて、明確にすべきである。すべての箇所で、区切れないか、確認すべきである。
5	【岡本参与】	「ものとする」	「ものとする」、という表現もほぼ不用。すべての使用について必要か確認されてはどうか。
6	【岡本参与】	<第4章> 小規模型への配慮がない。	軽量型、あるいは小規模型に関する規定がない提出書類等の規定については、基本的に公益信託法の趣旨を生かしておらず不適切である。法人に対して軽量軽装備で実施できる民間公益活動のツールとして、ガイドラインで道を封ずるのは避けなければならない。本来、使い尽くしであれ、持続的であれ、小規模での出発を支援するような規定である必要がある。法人的ガバナンスがない場合に法人的能力を求めるといような指向性自体が、根本的に間違っている。3000万円以下、1000万円程度での公益信

			託の事業型の受託が可能な、3割管理費の規制のもとで可能な管理事務負担を作る必要がある。それができない公益信託制度であれば、法人を作ればいいともいえる。
7	【岡本参与】	<第4章> 様式集	「様式集」は、基本的にネット申請を可能にすることを念頭に作成するべきである。従来の「書類」様式に過度にこだわるべきでなく、簡素化する部分については、すべて簡素化すべきである。例えば、申請書と同一である場合には（例えば、名前や住所など）、必要な場合にはすべてチェック欄へのチェックで済むようにする。必要な情報だけ、確実に得られるようにする、ということで書式を確認すべきである。
8	【岡本参与】	<第4章P1-2> 行政手続法第7条の規定に基づき	「申請された場合には、すみやかに申請の審査を開始します。もし、申請書等に不備がある場合には補正を求めるか、あるいは申請を受理できなかったり不認可になることもありえます（行政手続法第7条）。」など、いちいち条文を見なくてもよいように、分かりやすく書くべき。
9	【岡本参与】	<第4章P2> 信託行為に規定する公益事務を行う区域と申請書及び事業計画等の内容が整合しない場合	「○ 公益事務を2以上の都道府県で行う信託行為の定めのある公益信託について、合理的理由なく、申請書の記載及び事業計画等において2以上の都道府県で公益事務を行うこととされていない場合など、信託行為に規定する公益事務を行う区域と申請書及び事業計画等の内容が整合しない場合には、受託者は、信託行為に従って公益事務を実施する意思がないと評価することができると考えられ、「公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されている」といえず、公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力を有していないと判断し得る。」 ⇒「技術的能力」の拡大解釈である。技術的能力の問題ではなく、受託者が信託行為に従わないという点で、信任義務違反である。

			「公益事務を2以上の都道府県で行う信託行為の定めのある公益信託について、事業計画等において2以上の都道府県で公益事務を行わないとされている場合には、例えば「中期的計画で事業実施地域を拡大する」など合理的理由が必要です。申請書に信託行為に記載された公益信託事務を行うと記載されていない場合には、受託者の信託義務違反になりますので注意してください。」など。
10	【岡本参与】	<第4章P2> 受託者住所	受託者個人の生活の場である住所の公開は限定すべきである。このネット世界で個人の家族も住むことが考えられる住所の公開を義務付けるのはあり得ないのではないか。限定的に、備え付け書類を閲覧希望の趣旨を受託者に連絡した場合に速やかに閲覧させるなどの手法を取ればよい。
11	【岡本参与】	<第4章P2-3> 受託者住所	士業以外の個人事業主の場合でも、事務所記載で可能なのか、不明確である。 もちろん、士業以外でも事務所に置く場合は当然考えられる。士業だけに限定する根拠はない。また、税務上の個人事業主と別の規制なので、個人事業主の開業届と同様の形で事業所の所在地を申請書に記載させて公開すればよい。もし、連絡したが見られないなどの通報があった場合に事後規制によって対応すれば済むこと。法の趣旨は、事業をしていると公開されている場所に書類を置き、かつ市民が見られるようにすることであるので、その趣旨を超えるような規制はすべきではない。
12	【岡本参与】	<第4章P3> 「することを許容する。」	「することを許容する。」 ⇒「することもできます。」「することも可能である。」など。「許容する」などの表現は極力避けるべきだと考える。このことは、文書の基本的性格にも関わるが、行政内部の文書であるだけでなく、受託者や委託者など市民向けに、分かりやすく規制内容を伝える文書でもあるべきである。公益活動を促し活性化するために、申請を促す、支援する、という姿勢を文書表現においても明らかにすべきである。

			信託銀行で、委託者や受託者に対する文書作成要領を作るときに、こんな書き方はしないはず。顧客の立場にたって、「～～してください」「注意してください」と書いていくのではないか。
13	【岡本参与】	<第4章P3> 代表受託者	代表受託者の記載を法定事項ではなく望ましい、と明記した点は評価できる。ただし、以下のような脅迫的文章は必要ない。「行政庁による審査や監督の場面において、誰が対応するかが明確ではないために迅速に対応できないようなことがあれば、全体として、公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しないものであると判断されることがあり得ることに留意する。」他の部分もそうであるが、望ましい、のは、受託者が円滑に公益信託事務を行うために、望ましい、のであって、規制を恐れさせて行わせるような書き方は望ましくない。
14	【岡本参与】	<第4章P3> 考慮することができない。	「申請書に記載されない内容は、公益信託事務の処理に当たり、考慮することができない。」この根拠は何か。受託者は、委託者と個人的な関係がある場合もあり、委託者の意思、思いをいろいろな形で聞いている場合もある。当然、信託事務の遂行に当たって考慮することになる。「できない」とは法的禁止のように読めるが、その根拠は何か。
15	【岡本参与】	<第4章P3> すべての事項	「○ その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項は、上記のほか信託行為に定めているすべての事項をいう。ただし、遺贈等の場合において、当該公益信託と無関係の記載がある場合に、当該記載を除外することは差し支えない。」 →日本語的に、前段で「すべての事項」と言いながら、後段で、何から除外するのか、不明。申請書からという理解であれば、法第7条1項5号の「公益信託に係る信託行為の内容」かどうか判断基準になるはずである。

			「基本的には、信託行為に書かれていることは信託内容に係るであろうと想定されます。ただし、公益信託に明らかに係らない記載がある場合には申請書に含める必要はありません。」ぐらいでしょうか。
16	【岡本参与】	<第4章P3> 事務所の所在地	「当該事務所の所在地が記載された、土業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等、事務所の所在地を証する書類を添付するものとする。」⇒不必要。申請手続きの中で、例えばであるが、転送不用扱いの返送先住所と一致するか、等で確認すればいい。
17	【岡本参与】	<第4章P3> 個人情報	「原則として、「公益法人 i n f o r m a t i o n」における公益信託等の詳細に公表されることになる。」⇒「公表されることとなりますので、記載には個人情報などの記載を避けるなど、注意してください。」4頁の記載があるので、注記で例えば（個人情報等な4ページを参照）と記載するのもよい。
18	【岡本参与】	<第4章P4> 事業計画書	「申請書において、事業計画書に記載する旨を定めた事項については、必ず記載する。また、申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合には、当該規程（規程の変更があった場合は変更箇所が分かる書類を含む）・要綱等を添付しなければならない。」⇒規定・要綱等については、開始時にすべて整備することを求める必要があるとは思われない。実態に合わせて順次作成していくことが必要であって、開始の際にすべての規定等の作成義務を負わせる必要はない。初年度事業計画において、規定を作成する旨の記載があってもいいし、初年度事業において最低限必要な規定や要綱があればよい。

19	【岡本参与】	<p><第4章P4> 事業計画書及び収 支予算書</p>	<p>「事業計画書及び収支予算書は、信託行為の内容を証する書面と併せて、公益信託の存続期間を通じて公益信託事務が処理される見込みであることを確認することができる程度の内容である必要がある」 ⇒事業計画書及び収支予算書は単年度計画である。したがって、存続期間全体について記載することはできない。申請書に信託事務の概要を書く際に判断するしかないと考える。もちろん、その内容と事業計画書等の内容に齟齬がある場合には、チェックできるが。</p>
20	【岡本参与】	<p><第4章P4> 管理費</p>	<p>1、基本 2、より詳しく ○理由 ○例外や注意事項 のようにすべての記載をわけではどうか。基本だけ読めば、概要が分かるので。 例えば、 1、基本：公益事務のための費用（事業費）と管理のための費用（管理費）とを別途区分して表記してください。 2、より詳しく ○理由 公益信託内で管理コストが過大になる「費用倒れ」の状況になることや事業費に対して受託者等が過大な費用や報酬を計上することは避けなければなりません。また、事業費割合が7割以上であることが必要です（より詳しくは〇〇ページ） ○例外や注意事項 管理費と信託報酬との関係等については、〇〇ページ、また特定資産公益信託は、〇〇ページ、小規模信託の場合の特例については、〇〇ページを見てください。 などのように。</p>

21	【岡本参与】	＜第4章P5＞ 信託財産	「公益信託の規模等に応じた相当の公益事務を実施するに足る信託財産が記載されている必要」⇒寄附を集める、追加での信託財産を得る予定を含めて考える必要がある。当初財産の所有を過大にすると、発展型や市民寄附型の公益信託の展開を阻害する可能性が高い。
22	【岡本参与】	＜第4章P5＞ 寄附金収入の見込み	「寄附金収入の見込みがある場合は大口拠出者の氏名又は名称、借入れの予定等を記載する」⇒「寄附金収入の見込みがある場合」の内容によるが、大口拠出者の氏名、名称などについては、ない場合もあり得る。例えばクラファンをする場合で、具体的な寄附者が決まっていなかった場合は当然にあり得る。また、大口寄附の場合には、匿名寄附も当然にあり得る。こういう規定を考える場合には、多様な事業展開の可能性を前提にしてチェックすべきである。
23	【岡本参与】	＜第4章P5＞ 調書	<p>「○ 個人（法人その他の団体以外の者）が受託者である場合 当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書（同項第3号）に、前年（又は前年度）の年収並びに主な資産及び負債の額（その種類を含む。）を明らかにするものとする。この場合において、当該個人が個人事業主であって、貸借対照表を作成しているときは、貸借対照表及び損益計算書を当該書類として取り扱う。なお、公益事務の内容、信託財産の内容、受託者の収入及び財産の状況等に照らして必要がある場合には、行政庁が必要と認める書類として追加で説明を求めることがあり得るものとする。エ） その他経理的基礎を明らかにする書類（同項第4号）【検討中】」</p> <p>⇒「ロ イに掲げる受託者以外の者 当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書」というのが規則の表現である。「調書」とは、イに示されているような具体的な書類を区別して使われている表現であって、それに具体的な書類提出を求めるのは規則の趣旨に合致しない。そもそも「調書」とは誰かが何かを調べた結果を書いたものである。したがって、「信託事務は信託財産によって賄われます</p>

			が、受託者が破産すること等受託者の財務的状况によって信託事務の実施に支障がないことが必要です。この点に支障がないという点について、説明してください。」などの記載で調書を作成して提出させるということが妥当だと考える。
24	【岡本参与】	<第4章P6> 書類一般のオンライン化	先にも書いたが、全ての書類についてチェックでよいものはチェックで済ませられるようにする。デジタル庁もできたのに何をしているのか、と思う。デジタル関係の専門家を入れて書類全般のシステムについてチェックしなおすべきである。現状ですぐにできないとしても、それが必ず実現すべきオンライン申請への道を開く（時間の問題であるはず）。前提踏襲が多すぎる。従来通りの書類提出手続きを繰り返させないでよいことを前提にすべき。マイナポータルとの連携ができれば、⑥の本人確認もそれで済む。
25	【岡本参与】	<第4章P7>	「カ）申請書の提出について、委託者（信託法第3条第2号に掲げる方法によってする場合にあっては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する書類（同項第8号）」 ⇒「求められる」「望ましい」とあるが、認可事項は、承諾したことを証する書類が必要なものであって、説明事項についての具体的内容は認可事項とは関係がない。「申請書の提出について委託者が承諾」したことがポイントであり、その具体的内容は認可事項ではない。保護者のおせっかいである。もし「求められる」説明を認可条件とするのであれば、医療行為の承諾書のように「～の説明を受けましたか□」のような内容の記載を認可要件として入れるべきだが、そのような認可条件にはなっていない。
26	【岡本参与】	<第4章P8> 代理人による申請	代理人に報酬があるかどうかなど、それぞれの士業の法規制について、認可当局が調査する必要はない。報酬をもらっているのか、を確認する手続きを入れるのでない限り不必要な記載である。また、

			「代理申請を含め実態として受託者の事務局機能、事務実施等について外部に過度に依存しているとき」とあるが、申請を専門家等に依頼するのは通常あり得ることを前提とすると、「受託者の事務局機能、事務実施等」とは区別すべきで、代理人申請のところで、これを書くとき萎縮効果を生みかねない。「事務局機能、事務実施等」については、代理申請とまったく別のこと。
27	【岡本参与】	<第4章P9> 認定	「行政手続法第7条の規定に基づき、認定を拒否する場を除く。」 ⇒「認定」は「認可」？
28	【岡本参与】	<第4章P9> 公示	「③受託者の氏名及び住所」 ⇒個人の場合の住所の公開については、別途個人事業主や事務所に関する意見書を参照。
29	【岡本参与】	<第4章P9> 事業計画書	「○ 公益信託認可を受けた場合には、遅滞なく、事業計画書の作成・備置き等が必要である（第5章第2節第1（1）（備考）及び同（2）⑥参照）。」 ⇒「施行規則2条2項二 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類」が認可提出書類となっており、すでに作成されているものと理解。毎年度のこととしては、作成、据置の必要があることは正しいが。
30	【岡本参与】	<第4章P9-10> 公益信託の目的の変更	「公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するもの」 ⇒法文通り。ただ、類似の意味は、公益信託の本旨に基づき委託者の設定した目的を最大限尊重するという意味でのシプレ原則に基づくはず。この意味での「類似」性の内容については、法解釈上の論点となり得るが、少なくとも英米法での基本的公益信託法理解の伝統にしたがうことが基本だろう。

			Charitable trust の最も核心となる原則の一つであることは、従来の日本の教科書でも協調されてきたと理解している。類似という場合いろいろな類似があるので念のため。
31	【岡本参与】	<第4章P12-13>	「受託者の氏名及び住所」 →住所については、上記と同様
32	【岡本参与】	<第4章P16>	「変更後の目的は、当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる（同法第12条第2項）」 →上述
33	【岡本参与】	<第4章P18>	「(例) 信託事務の「第三者委託」は、「第三者委託」を予定していない公益信託にとっては定める必要性はないが、「第三者委託」を予定している公益信託にとっては定める必要がある。」 →「第三者委託」一般ではないので、記載は広すぎる。
34	【岡本参与】	<第4章P18>	載事する →「載事する」などという言葉は使うべきでない。
35	【岡本参与】	<第4章P20>	「公益信託の認可申請の過程で信託行為の見直しが必要になる場合もあるが、公益信託の認可時点で正式な信託契約書が作成されている（信託行為の成立）ことを求める。」 →この点については、説明資料で述べられているが、遺言の場合などかなり複雑な法律問題が出てくる可能性があると思われる（能見先生の論文他いくつかの論文の論点であるように思う。）ので、ガイドラインへの記載については、特に問題提起はしないが、検討しておくことは必要。
36	【岡本参与】	<第4章P20> 公益信託の名称、 「適切」	「公益信託の名称」については、委託者の意思や公益信託の目的及び実態を適切に表現したものとすることが適切であり、例えば、①国や地方公共団体の機関等と誤認されるおそれのある名称、②当該公益信託における公益信託の目的や公益事務の内容や範囲と懸け離れた名称などは適切ではない。」 →適切な繰り返し。「適切ではない」とは、それが法的義務違反なのか、望ましくないのか、どちら

			か。他に、27 頁「明記することが適切です」、30 頁「信託行為にて委託者及び受託者間で合意しておくことが適切な重要事項」「信託行為で明確化することが適切である。」なども同様。
37	【岡本参与】	<第4章P20-26>	説明資料についての意見書に記載
38	【岡本参与】	<第4章P27>	<p>「公益事務の内容」は、少なくとも、公益信託の目的を実現するため、①幹となる事業としてどのような種類の事業を行うか、②受益の機会がどのような者に与えられるか（公益事務の性質に照らして明らかでない場合を除く。）について規定する必要がある。これは、委託者が、その財産を活用して、誰を対象に、どのような公益事務を行わせるかを規定するものであり、委託者の想いを踏まえて明確に規定することが求められる。」</p> <p>➡これらの記載は、「委託者の想いを踏まえて明確に規定」することは確かに望ましいが、「委託者の思い」がある程度一般的であった場合には、目的を踏まえて核となる事業以外に「その他目的に資する事業」を置く可能性は当然許容されてよい。新しい事業を実施して恒常的に実施できるめどが果たしたら信託行為等の変更をすればいい。なお付随的事业について、「少なくとも、幹となる事業と比べて1割以上の費用を必要とするような場合は、明記することが適切です。」とあるが、1、文体はほかの部分と異なるが、こちらの方が望ましい。2、「1割以上」という数字が出て「適切」とあるが、行える、という点が確認されていること、目途としての1割という数字が出されていることは基本的に問題はないだろう。1割を超えたら必ず変更申請とかならないようにすべき。目途として1割以上とするのがよい。</p>
39	【岡本参与】	<第4章P31> 収益事業	「○ 公益事務のみを目的とする公益信託においては、社会一般的に「運用」とされる行為（例えば、賃貸不動産の取得・運営、企業・個人への資金の貸出等）であっても、いわゆる「収益事業」に該当す

			<p>るような行為は、「運用」として取り組むことができない。」</p> <p>➡「収益事業」概念が税法上の概念ではないか。</p>
40	【岡本参与】	<p><第4章P32> 議決権</p>	<p>「が想定されるが、いずれの方法においても信託行為にて必要な手続き等を定める必要がある。」</p> <p>➡なぜここまで細かくすることが「必要」となるのか。ここまで詳細に規定することまで求める必要はない。「信託財産に属する株式に係る「議決権」は、株主たる受託者が行使するが、受託者は「公益信託の目的」を含めた信託行為を勘案して、「議決権」を行使する必要がある。」で十分。</p>
41	【岡本参与】	<p><第4章P32> ガ バナンスが確保</p>	<p>「受託者の経理的基礎の要件として、信託財産の経理が適正に行われる仕組みが整備されることを求めており、不適正な経理や財産管理を防止するためのルールの基本的な内容は、原則として、信託行為において定められている必要がある。ただし、信託会社、公益法人などガバナンスが確保されている法人が受託者である場合において、当該法人が適切に内部規程を定めており、当該規程が公益信託事務にも適用される場合には、信託行為において、当該規程に依る旨を定めることで足りる。」</p> <p>➡一定の法人について、基準を満たしていると想定した規制をすることは妥当である。しかし、他方、法人なみのガバナンス構造を必須としないところが、公益信託制度の法人制度に対する存在意義の一つである。一律に同等に近いガバナンス構造を補填する仕組みを求めるとすると、その存在意義を失わせる。特に規模が小さい場合には、そのような仕組みを求めることは不必要である。この点を明確にすべきで、一律規制は間違っている。</p>
42	【岡本参与】	<p><第4章P32> 信 託財産からの支出 項目</p>	<p>「信託行為において、信託財産からの支出項目について明確に記載されていない場合には、受託者の裁量に委ねられると考えられるところ、受託者の技術的能力として、当該裁量を行うに相応しい仕組</p>

			<p>みや信託管理人の関与がより求められることになる。」</p> <p>➡同上。小規模の場合には、「求める」必要はない。</p>
43	【岡本参与】	<p><第4章P32></p> <p>「特別の利益」</p>	<p>「受託者に特別の利益を与えるものではないことを担保するため、信託行為に、利益相反を防止し、透明性を確保する仕組みが明確に規定されていることが求められる。」</p> <p>➡説明資料への意見書で記載の通り、この点での法解釈に誤りがあると考え。「信託行為」への記載事項を整理する必要があるが、現状では規模が小さいところ、公益法人や信託銀行ではないところにこそ、負担が重くなるような規制内容になっており、非常に倒錯している。この点での論理は、受託者法人のガバナンスがしっかりしていれば、簡素でいいという議論だが、受託者が普通の市民で、そのような手続き能力の点でも十分でない場合に小規模の公益信託を受託したり委託したりする、公益活動のすそ野を広げるといった視点がなければ、規制は規制のための規制あるいは規制者の責任逃れのための規制になってしまう。規制を緩和するという論理とのバランスが取れていないことは明らかであると考え</p>
44	【岡本参与】	<p><第4章P33></p> <p>「信託財産に関して、受託者の裁量を制限する必要がある事項」</p>	<p>「信託財産に関して、受託者の裁量を制限する必要がある事項については、信託行為に記載する必要がある。例えば、信託財産の中に、処分することができない財産があれば規定する30。こうした規定がない場合には、その処分についても受託者の裁量で行うことができるものとして取扱う必要があることから、受託者や信託管理人の能力の審査等に当たり、より高度の能力（ガバナンス）が求められることになる。」 ➡「処分することができない」というのは、委託者が求めている場合ということか。そうであれば委託者の意思を明確に書く方が良く、ということであって、委託者が基本的には求めているが受託者の判断で対処してよいと考えている場合もあるだろう。望ましいことであって、記載は法的義務で</p>

			<p>はない。「より高度のガバナンスを求める」が定石的表現になっているが、一律には不適切である。委託者の意向を尊重するのが信託の本旨であって、行政庁が過度に介入するべきでない。「処分することができない財産」が、なぜ「できない」のかが不明確であって、ガバナンスが「高度」だと担保されるのか不明。例えば、自然の保全や文化財の保全などの点では、信託目的にそれが書かれているはずなので、それで担保されるはず。委託者の意思以外の考慮が「処分することができない」という判断に影響するのか不明確。会社の支配権と関連して株を売ってほしくない場合もあるだろうが、それも委託者意思の水準の問題で、信託行為に書く書かないは自由だろう。信託行為の持続が不可能になるような財の費消を行うな、という趣旨であるのなら、受託者責任の履行違反であって、事後規制でよい。そもそも、「基本財産」や「不可欠特定財産」は法人定款における規定だが、信託行為に規定されていないものを第三者である行政庁が「処分することができない」と断定できる根拠は何か。信託目的との関係で疑問がある場合には、「信託行為に処分できないことを明示してはいかがですか？」とアドバイスすることはできるが、それ以上のことはできない。</p>
45	【岡本参与】	<p><第4章P32> 幅広い裁量を行使するに相応しいガバナンス</p>	<p>「信託行為の定めに従い、信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為を行う」といった規定に留めることも否定はされないが、その場合には、そうした幅広い裁量行使に相応しいガバナンスが必要となる。」</p> <p>➡上記同様、基本論理の問題。信託のメリットが失われかねない。そういうガバナンスが欲しい委託者は、法人化すればよい。それなりの維持コストがかかるのは当然であることを踏まえた選択がされるはず。信託はそれを迂回する仕組みのはず。</p>

46	【岡本参与】	<p>＜第4章P32＞ 受託者の辞任・解任、新受託者の選任</p>	<p>「必要的記載事項ではないが、受託者の技術的能力の一つのである公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組み（公益信託法施行規則第4条第2項第3号）として、信託行為において記載することが必要な場合もある。」 ⇒同上。極力必須事項は減らすべき。</p>
47	【岡本参与】	<p>＜第4章P35＞処理の方法に関する事項</p>	<p>「「公益信託事務の処理の方法に関する事項」の具体的内容として、公益事務の実施方法に関して、公益事務該当性の判断のためには、受益者の義務や受益の条件、公益事務の合目的性確保のための取組（例えば、選考に係る専門性・公正性確保の取組、公益事務の質確保の取組、公益事務実施に伴う不利益の排除など）が明らかになっている必要がある。</p> <p>また、<u>公益信託事務全体の処理方法として、事業計画書や収支予算書など公益信託事務の業務執行の決定手続、財務諸表、信託概況報告、財産目録等の作成手続、信託行為に基づき各種規程を定める場合の制定方法等受託者が公益信託事務を処理する方法について、規定することが求められる。</u></p> <p>⇒1、公益信託で受益者概念を用いることは妥当なのか、確認すべき。（公益法人で使われているのは理解しているが、そのままでよいのか） 2、「求められる」のは、法的義務か。義務でなければ、認可条件にはならない。 3、ここまで細かい内容を規定することを義務化する必要はない。特に小規模には無理であって明らかな参入障壁になる。 4、すでに6月意見書で下記のように記載した。</p> <p>「例えば、第27条解説「公益信託事務の処理の方法については、公益信託の適正な運営のため重要な事項であり、必要的記載事項とされています」。これはいい。しかし、「・公益事務の種類及び内容（公</p>

			<p>益信託法第7条第2項第4号)として、受益の機会、受益者の義務・受益の条件、事業の合目的性の確保の取組(専門家の関与・公正な審査など)等について信託契約に記載する必要があります。」とあるが、ここまで具体的な記載を、法及び規則案には規定されていない。これは一つの解釈であって、それを信託行為に必要的記載事項の内容として規定するのは正確ではない。法令をもとに、委託者・受託者が「公益事務の種類及び内容」や「公益信託事務の処理の方法」を書くことは必要記載事項であっても、「受益の機会、受益者の義務・受益の条件、事業の合目的性の確保の取組(専門家の関与・公正な審査など)等について信託契約に記載する必要」までは規定されていない。このような法令分を超えた詳細な記載を「必要」とすべきではない。」</p> <p>なお、公益法人と同様の記述をそのまま入れている部分があるが、公益法人並みの規制は公益信託においては妥当ではない。どのように公益信託のメリットを出すのかの視点ではなく、どのように公益法人と同様の規制を課すかという視点での規制内容になっている。</p>
48	【岡本参与】	<第4章P35> 信託管理人	<p>「○ 信託管理人が具体的に何を行い、どのような方法で受託者を〇ウ)受託者の判断に委ねることは適切ではないことから信託行為において委託者の意思を明確に示すことは重要である。</p> <p>○ 例えば、信託行為において信託管理人の職務として、①定期的かつ継続的なモニタリングを行う、②受託者から定期的に信託事務の実施状況について説明を受ける、③重要な意思決定について同意を行うなどが明記されることによって、公益事務全体のガバナンスが確保されていると判断されることも想定される。</p> <p>○ 信託管理人が必要な監督能力を有するかどうかについては、信託行為に定められた職務内容を踏まえて、行政庁において判断される。また、信託管理人の報酬の支払い基準が不当に高額ではないことを</p>

			<p>チェックする際にも、信託管理人の職務内容を踏まえて判断される。」</p> <p>➡ 1、「どのような方法で受託者を〇う）受託者の判断に委ねる」は意味不明。</p> <p>2、「重要である」のはいいが、「明確に示すこと」が法的基盤を持つ認可条件であるのか否か。</p> <p>「判断されることも想定される」は非常に不明確。このような記載があることが望ましい、というのであれば理解できる。書かれていなければ、どんな能力があれば不認可にならないのか、を明確に書くべきで、した方がいい、という内容で委託者の自由を制限すべきではない。</p>
49	【岡本参与】	<第4章P36> 信託管理人のガバナンス	<p>「想定される」は、望ましい、ということであり、認可に必要な法的要件ではない。そういうことはモデルとして示せばいい。「信託管理人のガバナンスは法令に基づく最小限のものと取扱った上で、受託者の能力等が判断される」という脅しともとれる文は、どう解釈すべきか。不認可に至らないためには「法令に基づく最小限のもの」であってよいのは当たり前で、「受託者の能力」も「法令に基づく最小限のもの」でよいのが法治主義の原則。</p>
50	【岡本参与】	<第4章P36> 信託管理人	<p>「重要な意思決定等として、例えば、次のような事項が考えられる。法令の規定により、信託管理人の同意等が必要なものも含まれる。」</p> <p>➡例示として挙げられているものの範囲が、広すぎる。もちろん、このような広い範囲を含めることも否定はされないが、一般に推奨されるものとはいえない。☆印があるが、説明がなく問題。法的最低限を示し、そのうえで、例えばこんなものを含める可能性もある、と書くのはあり得るが、ここまで広範囲なものは、モデルとしても妥当ではない。小規模の場合に実際には一方では信託管理人との共同作業に近くなることもあり得るし、他方では監事役に近い場合もあるだろう。状況によって異なる。非常に大規模な場合にも、信託管理人にここでリスト化されているほどまでの責任を負わせるモデルが妥当と</p>

			は思われない。これを列挙されたらなりてがなくなるし、相当の信託報酬を得ないとできない。小規模の場合には信託報酬が大きければ管理費割合が増えて3割を超え、公益信託を実現できない。
51	【岡本参与】	<第4章P37> 信託管理人	第3章(3)イ参照 ➡第3章案の15、16頁と思われるが、「望ましい」とは書かれているが、「必要」とは書かれていない。望ましいは一定の場合には妥当だが、必要とまでいえる法的規制はないので、ガイドラインでその水準を超えるべきでない。
52	【岡本参与】	<第4章P37> 年度	「年度」である以上、期間は1年である。公益信託の設立、公益信託の併合等、信託事務年度の変更等の場合に、端数の調整が必要となることも考えられるが、「一年を超えないものに限る」とされているため、例えば、1月から12月までを年度とする公益信託において、11月に公益信託の認可を受けて効力が生じたからと言って初年度を13か月とするような信託行為の規定は許されない。」 ➡杓子定規の典型。法律家的美学かもしれないが実務的には初年度のみなら許容範囲。
53	【岡本参与】	<第4章P37> 存続期間	「公益信託の存続期間が具体的な期間で定められている場合には、信託行為にて明確にすることが求められる。 ○ 具体的な終期（例示：「2040年●月●日の到来」、「公益信託の効力発生日から20年経過した日が属する月の末日の到来」）を定める場合には、信託行為の相対的記載事項として取り扱われる。」 ➡「求められる」は、期間であれば必須という意味か。期間が定めれば必然的に（発行時期が定めれば）終期も定まるが、その場合は「相対的記載事項」なのか必須なのか、不明確。「公益信託の存続期間が具体的な期間で定められている場合」とは、信託行為以外何において定められているのか。

54	【岡本参与】	<第4章P38> 職務分掌	<p>「職務を分掌する場合には、各受託者が分掌する公益信託事務の内容、一の受託者が分掌に係る職務を適正に行わない場合（一の受託者が欠けた場合を含む。）の対応、分掌の範囲に疑義がある場合の対応等について規定することを求める。</p> <p>○ いずれの場合も、受託者が複数あることで適正な公益信託事務の処理が阻害されることがないよう、情報の共有、相互の連携・相互牽制等に係る規律が信託行為に規定されることが想定される。」</p> <p>➡細かいことを「求め」すぎる。こんなことまで事業を具体的にする前に書くことは、後の事業をともしにくくする。文章であれ共同であれ大まかな内容での規定があれば十分。勝手に「想定」するのは自由だが、「求める」として必須化するのはやめてほしい。むしろ、信託法の規定の内容を条文名を列挙するだけでなく、内容を示し、これに従うことが必要である、という法的規制事項を明記すべき。一般的例示としては、信託財産の運用に係る業務をA受託者が行い、信託財産及びその運用益を用いて行う高齢者終末期支援事業である公益事務実施についてはB受託者が行う、とか、会計事務及び信託報告書等の作成をA受託者が行い、子供食堂の現場における公益事務実施はB受託者が行う、程度の記述であれば、分かりやすいし意味があるだろう。</p>
55	【岡本参与】	<第4章P38> 複数受託者	<p>「受託者が2人以上である場合には、全体として「信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組み」（公益信託規則第4条第一項及び第2号）及び「公益信託の適正な運営を確保する仕組み（同条第2項第1号）」が求められており」</p> <p>➡「には」ではなく「にも」、あるいは「全体として」のみにかかることを明示。でないと、2人以上の場合のみに係る規制に読める。趣旨としての、個別ではなく全体として判断という点は妥当。</p>

56	【岡本参与】	<p><第4章P38-39> 代表受託者</p>	<p>代表受託者の記述も、望ましいという水準であることを、明確に。すべて不明確な点について○の後に【法定】【任意】などを明示するべき。曖昧にすれば、すべて厳しい方に流れた規制が行われていくことは火を見るより明らか。</p>
57	【岡本参与】	<p><第4章P39> 委託</p>	<p>「○ 他方、「郵送」も委託であり、事務用品が壊れた場合の修理等を委託するなど、」 ➡文章が途中で切れている。</p>
58	【岡本参与】	<p><第4章P39-40> 委託</p>	<p>「○ そこで、①信託財産の保存行為に係るもの、②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とするもの、③公益信託事務の処理に関して補助的な機能を有するものを除いて、公益信託事務の一部を第三者に委託する場合に、信託行為に「委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続及び委託する公益信託事務の内容」を明確にすることとしている。」 ➡以下、列挙されているのは例示であるが、ここまで細かく例示する必要があるのか。読んで理解するのが大変。書かなければいけない場合の事例を挙げてはいかがか。単純に言えば、トンネル会社のような場合（かつて改革前の公益法人では役所からの委託事業を得てそのまま下請けに出して巨利を得ていたような場合があった）、つまり業務の主要部分を委託する場合等。合議制機関の場合もそうであるが、非常に重要な信託事務の基幹的意思決定に関与するような業務の恒常的委託（あるいは機関的意思決定に関与する恒常的合議制機関の設置）であれば、記載が必要であるのは明らか。他方、例示は非常に限定的だが、多様な事業をしている場合には多様な委託があり得る。機動的に事業は運営することが必要で、委託も単年度もあれば恒常的な場合もある。例えば、会計担当者が産休と育児休暇を取ったので、その間業務委託として外部の税理士に委託するとか、管理するお墓の維持管理のために清掃業務を委託するとか、死後事務として住宅の清掃を恒常的に委託する、子供食堂や保育で病児が出た場合の看</p>

			<p>護師派遣を業者に委託する場合もあり得る。そういう多様な業務について、ごく限定的な例外事項を限られたこれまでの信託業務を基盤にした書き方で書くのは間違っている。例示も非常に限定的である。助成でなく事業の場合の多様性は想像以上に広い。実際に公益法人や認定特定非営利活動法人、社会福祉法人、学校法人などがどんな委託を行っているかを調査し、そのうえで必須のもののみ書かせるべきではないか。</p>
59	【岡本参与】	<第4章P40> 合議制機関	<p>「一方で、特に業型の公益信託においては、公益信託事務の適正な処理を図るため、様々な外部有識者等の関与や助言を得て公益信託事務の処理が行われることも想定されるため、」 ➡ こういうのは、助成型の典型ではないか。認識にずれがあるのでは？ 事業型の場合こそ事業の主体となる受託者は自らがその領域の専門的知識を持っている場合が一般的である。</p>
60	【岡本参与】	<第4章P40> 合議制機関	<p>公益信託事務の適正な運営のために必要不可欠なものとして、第2章、第3章で書かれている内容は広範囲すぎて、委託者や受託者の裁量権をあまりに制限している。法人ではなく信託であるということの軽装備性のメリットをなくするような必置規制は排除すべきである。法人モドキにする義務は公益信託にはない。特に小規模対応が書かれておらず、とりわけ問題が大きい。小規模重装備規制はすべきでない。</p>
61	【岡本参与】	<第4章P40> 合議制機関	<p>「合議制機関の選任方法については、公益信託の目的に応じた学識経験を有する者、公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者等から適切に選任されることが明らかである必要がある。」とあるが、一般の公益法人や特活法人において、理事選任について、様々な多様性（性や年代、専門分野、地域性、当事者性等）を重視する場合もあるし資金獲得などの影響力を期待する場合もある。学識経験や実務経験ではなく、業務に関心を持つ高校生だからこそ、という場合もあり得る。医療などの助成事業</p>

			における専門性をもった運営委員会とか、金融事業を行う団体の実務経験者などのような領域での想像力とは異なる多様なガバナンスに関する関心があるのが、非営利団体の運営である。役所を満足させるような肩書では判断できないことを理解されたい。
62	【岡本参与】	<第4章P41> 合議制機関の三分の一以下規制	「三分の一以下とすることが求められる。」とあるが、どういう法的根拠か。信託の場合には親族でも受託者になれる。そういうガバナンスの基本は公益法人とは異なっている。受託者が親族でもよいのに、合議制機関が3分の1規制を入れることをどう説明するのか。施行令第1条三号に「前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族」があるが、これは、特別の利益規定で、合議制機関に関する定めではないし、(信託行為において残余財産を帰属させることができる法人) 第五条の規定もこの文脈ではない。となれば、法的規制のないところでガイドラインで規制を作ることになるが、それは法治主義ではない。もし必要ならば法令の改正で対応すべきである。ただし、譲渡所得税特例との関係で、3分の1ルール適用が必要という文脈もあるので、その点を踏まえて現状ではその点のクリアのためには必要である、と記載するのは妥当である。この点は最後のところで言及する。
63	【岡本参与】	<第4章P41> 合議制機関	「なお、複数の公益信託を引き受ける者が、同一の合議制機関を活用することや、既存の合議制機関を活用することも可能である。」 ➡反対ではない。しかし、他に比べると驚く規定。「同一の合議制機関」がどんな性格のものか、なんら分からなくても可能というのはなぜなのか。受託者法人の理事会やある種の運営委員会を想定しているのか、規定もされていないのでわからないがたとえ同一の機能を果たす場合でも、個々の公益信託の利益相反の可能性はないのか、などなんら配慮がないのは、従来の信託銀行の仕組みにけん引されているからではないか。同一の機能を果たし、かつ利益相反の可能性がコントロールされていて、それぞれ

			<p>の受託者や信託管理人が認めているときに少なくとも限定するぐらいの節操はあってよいのではないか。ここにも、従来の信託銀行的慣行には甘く、新しい受託者の開拓については、十分に考慮していないという今回の規制の問題点が表れているように思われる。</p>
64	【岡本参与】	<p><第4章P41-42> 利益相反等</p>	<p>説明資料に関する意見書に記載したので、ごらんください。</p>
65	【岡本参与】	<p><第4章P41-42> 信託報酬</p>	<p>基本的に妥当</p>
66	【岡本参与】	<p><第4章P43-44> 譲渡所得税</p>	<p>この部分については、税法上の問題なので、二つの対応が必要である。</p> <p>第一に、税法上の規定として、合議制機関等や三分の1ルール等について言及し、そのために必要な場合として記載し求める。公益信託法上のルール特別して特記する。</p> <p>第二に、公益信託の在り方として助成型ではない事業型の場合にこれらのルールが適切なのかを検討し、内閣府からも財務省に働きかける。なお、承認特例の場合「寄附をした人が寄附を受けた法人の役員等及び社員並びにこれらの人の親族等に該当しないこと」が要件となっている場合には、その旨を記載する必要があると思われるが、記載がない。これでよいのか念のため確認したい。</p>
67	【吉谷参与】	<p><第4章P20> 「公益信託の認可と信託行為の効力」について</p>	<p>現在の信託銀行の実務では、主務官庁の許可の後に信託契約書を締結している。認可前に信託契約書を締結するためには、近々認可されることが事前に行政庁から通知されることが前提となる。また、認可後3か月以内に委託者から受託者に財産を引き渡すべきことも合わせて考えると、認可の時期についても事前に相談できることが前提となる。そのような前提のもとであればガイドライン案の内容に対応可能と考えられる。もっとも、委託者が事前に認可がなければ契約書には捺印したくないという考えをも</p>

			<p>っているなどの場合には、認可後に契約書を締結をすることについて、柔軟に対応してもよいのではないか。例えば、信託財産となる予定の財産を受託者が確保している場合や委託者に信用が置ける場合などが考えられる。また、変更契約については認可事項も報告事項もあり、ケースによって、より柔軟な対応を行うべきである。なお、直接この項目には関係しないが、信託行為を開示する際に印影は不要ではないか</p>
68	【吉谷参与】	<p><第4章P26-27> 「公益信託の目的」と「公益事務の内容」について</p>	<p>信託法上の「信託の目的」は、ここで言う「公益信託の目的」として信託行為に記載する内容が該当し、「公益事務の内容」として記載するものは「信託の目的」ではないという理解でよいか（将来的に信託行為の解釈が争われる事案が生じた場合には裁判所の判断を仰ぐこともあるかもしれないが、原則的な考え方を確認したい）。信託法149条2項1号の「信託の目的」の解釈において重要であるので、ガイドラインに指針を示すべきであると考えます。</p> <p>上の理解が正しければ、「公益信託の目的」を記載事例のように、ある程度詳しく書くべきという方針は納得できる。委託者の同意がなければ原則として変更できない内容を書き、この公益信託の目的に反しない範囲で、信託成立後に受託者と信託管理人の合意により公益事務の内容を変更できる可能性があるということを意識して、信託行為を作成するのではないか。第4回資料4モデル契約修正イメージ第33条の（信託の変更等）の記載では、公益信託事務の内容の変更について「委託者の同意を必要と・・・すること等も考えられます」となっていて、原則としては、変更には委託者の同意は不要であると考えているようにも読めるが、明確にすべきである。</p> <p>上述に理解が正しくないのであれば、公益信託の目的として、記載例のような詳細な内容まで求める必要はなく、簡単なものでかまわないし、その場合は公益事務の変更は信託の目的の変更となるということをガイドラインで示すのではないか。なお、この信託行為で「公益信託の目的」として記載された内</p>

			容が、公益信託法第 12 条第 2 項の「公益信託の目的」であるということも、ガイドラインで示すべきであるとする。
69	【吉谷参与】	<第 4 章 P 42> 自己取引について	A 案賛成であるが、信託法第 48 条および第 49 条は、信託財産で物品を購入する場合には、受託者が支払った費用を信託財産から償還できるとしている。これが適用される場合については信託法 31 条の自己取引の制限の対象外であることも、ここで説明した方がよいのではないかと考える。
70	【吉谷参与】	<第 5 章 P 6、10> 信託事務年度終了後の作成書類	「職員または従業員の数その他の状況」については、受託者のディスクロージャー誌に掲載されている従業員数で（常勤・非常勤の別はないものでも）よいとしていただきたい。
71	【吉谷参与】	<第 5 章 P 27> 閲覧請求等について	信託事務年度終了後の作成書類の開示方法としては、書面、または電磁的方法での備え置きがあるが、公益信託法施行規則第 40 条第 1 項第 1 号の書面は、同規則同条第 3 項による第 2 条第 4 項の準用により、受託者の HP に掲載されたディスクロージャー誌の URL を示す方法でもよく、事業所に訪問した者に対しても、法令上は問題ないということでもよい。また、これらの書面については財産目録等が内閣府の公益法人 information で公開されるため、その HP の URL を示すことでもよい。また、その他の信託事務年度終了後の作成書類、信託事務年度終了前の作成書類、信託行為の内容を証する書面及び信託法第 37 条第 1 項及び第 2 項に規定する書類も含む財産目録等についても、開示請求に対して公益法人 information の HP の URL を示すことでもよいとはできないかと考える。 規則 47 条に「法第二十条第四項第二号の内閣府令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。」となっているため、映像で表示する義務がある

			とされているが、運営上は閲覧希望者が公益法人 information の URL で納得すれば問題ないと思われる。また、規則の改正がされるとなおよい。
72	【弥永参与】	<第4章P42-43> (1) 信託行為に関する留意事項について	信託管理人は、適切な手続きによっているかどうか、ルールに合致しているかどうかを判断する能力を有していると考えられるが、個別取引についての重要な事実を開示されても、「同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立する通常の客観的な取引の条件」も「受託者が負担した費用又は原価」もない場合には判断基準がない以上、どのように判断すればよいかわからないのであるから、信託管理人にできないことをさせることになるとと思われる。したがって、③は不適切である。すなわち、①に該当する場合以外は合理的に算定された「受託者が負担した費用又は原価」によるものとし、「受託者が負担した費用又は原価」が合理的に算定できない場合には受託者に支払われる対価はゼロとすべきである。もっとも、「受託者が負担した費用又は原価」が合理的に算定可能であるかを、信託管理人は開示された重要な事実を照らして判断することになると考えるべきである。
73	【林参与】	<第4章P2> 第1節行政庁について	2頁1つ目の○ 整合しない場合は、事務的な記載ミスか勘違いの方が多いと思われる、適宜に補正を促せば足りる。ガイドラインに「受託者は、信託行為に従って公益事務を実施する意思がないと評価することができると考えられ…」という表現で書くことは、ニュアンスが強すぎないか。
74	【林参与】	<第4章P2> 第2節公益信託認可の申請(1) 申請書について	2頁一番下の○ 個人事業主が受託者となる場合の住所はその事務所所在地とすることを許容することに賛成する。士業の場合は、士業の資格者団体が発行する身分証明書の写し等で事務所所在地を確認すればよいが、個人事業主で受託者として公益信託を適切に運営できる者(例えば、大学教授、福祉に強い篤志家など)の場合には、適宜の確認方法で足りることとすべきである。例えば、犯罪収益の移転防

			止法の本人確認を参考に、取引関係文書の送付や公共料金の領収書の提示等による確認等で足りるとすることが考えられる。
75	【林参与】	<第4章P5> 第2節公益信託認可の申請(2)添付書類④ウについて	受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類として、個人受託者である場合に年収並びに主な資産及び負債の額を明らかにする必要があるのか。年収、不動産の有無、負債という住宅ローンの金額まで開示することになるが、不適格者を除外するための資料としては、合理的必要性に疑問があるように思われる。6頁オの滞納処分を受けたことがないことの証明や納税証明書で足りるのではないか。
76	【林参与】	<第4章P7> 第2節公益信託認可の申請(2)添付書類⑥カについて	申請書の提出について、委託者が承諾したことを証する書類は、信託契約書で受託者にそれを含んで承諾しているのであるから、信託契約書で足りるのではないか。信託契約書から独立した書類が必要で、しかも、公益信託の内容等の説明をしたことの確認書類となると、不動産売買の重要事項説明書のような書類まで求めることになるのか。説明をしたことの確認となると、約款を読んで同意しましたというチェックボックスのみのような形式か、逆にチェックボックスが極めて多数ある嚴重な確認文書のような形式となるが、そこまでやる意義がないように思われる。
77	【林参与】	<第4章P10> 第3節公益信託の変更等の認可③について	●「べ」ーじ参照 という誤記あり。
78	【林参与】	<第4章P18> 第11節信託行為	18頁一番上の○ 任意的記載事項に「なお、例えば、信託行為の規定を踏まえ、公益認可基準の判断が行われることがあります」とあるが、ここだけ「ですます」調になっている。また、文意がやや取り

		に関する留意事項 1の前について	にくい。公益認可基準を満たすかどうかの判断をするにあたり、任意的記載事項の内容を考慮に入れることがあるとの意味か。
79	【林参与】	<第4章P22> 第11節信託行為 に関する留意事項 4 帰属権利者とな るべき者を指定す る定めについて	22頁一番上の○アで順位を付して複数の個別団体等の名称を明記する方法のほうが望ましいとしているが、世の中が変化することを考えれば、イのほうが望ましいのではないか。イにするほうが公益信託の趣旨や委託者の意思に沿って適切な帰属先を検討できるのではないか。もちろん、公益信託の趣旨や委託者の意思からして類似団体としては甲と乙が明らかに望ましいというケースもあろうから、アとイをどう決めるか自体が、公益信託の趣旨や委託者の意思に委ねられるべき事項ではないか。
80	【林参与】	<第4章P23> 第11 信託行為に 関する留意事項 5 委託者及び受益者 の氏名及び住所 (公益信託におけ る委託者の権利)	私益信託の「運営」は、受託者「及び受益者」が中心となって担うとの記載があるが、受益者が信託の「運営」を担うとの意味が分かりにくい。受益者は、受益権の確保のために、その権限の行使を通じて、受託者に対する監督機能を発揮することが期待され得るとしても、信託の「運営」を担う主体ではないと思われるが、どうか。
81	【林参与】	<第4章P23・脚 注23> 同上 二つ目の 「○」	脚注23では、信託法附則3項、政令3条の規定を引用して、目的信託の受託者の資格要件に関する規律に触れているが、かかる規律は、暫定的なものである(信託法附則4項は、公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するとしている。) ことも付記すべきではないか。

82	【林参与】	<p>＜第4章P23＞ 同上 【委託者の権利・権限を制限する仕組み】 一つ目の「・」</p>	<p>1) 受託者の資格に関し、委託者との特別な関係があることは受託者の欠格事由とされていない（9条3号の信託管理人の欠格事由のような規定は受託者については設けられていない）ことも踏まえると、法27条により信託法182条2項だけでなく、同条3項の規定も適用除外となっていることも明示した方がよいのではないか。</p> <p>2) かつこ書内の「帰属権利者が定まらない場合」との表現は、法27条のワーディングにより即した表現に改めた方が分かりやすいのではないか（例：「公益信託の信託行為の定めにより残余財産の帰属が定まらないとき」）。</p> <p>3) 「信託法182条2項（委託者に帰属）」との記載のうち、「（委託者に帰属）」との部分は削除し、同項のワーディングにより即した表現（「委託者又はその相続人その他の一般承継人を帰属権利者として指定する定めがあるとみなされる場合」など）にした方が、より分かりやすいのではないか。</p>
83	【林参与】	<p>＜第4章P23＞ 同上 【委託者の権利・権限を制限する仕組み】 2つ目の「・」</p>	<p>「信託法23条」→「公益信託法23条2項」ではないか。</p>
84	【林参与】	<p>＜第4章P23＞ 同上 【委託者の権利・権限を制限する仕組み】 3</p>	<p>脚注24で、契約による委託者たる地位の移転について、信託行為に定める委託者の氏名等が変更されることになる、との記述があるが、本ガイドラインの制定趣旨に鑑み、実務上の取扱いを明確化する観</p>

		つ目の「・」脚注 24	点から、変更手続上の位置づけ（12条1項本文とただし書のいずれの適用となるか）についても明示すべきではないか。
85	【林参与】	<第4章P23> 同上 【委託者の 権利・権限を制限 する仕組み】 4 つ目の「・」	「公益信託令第1条」とあり、本ページの条文引用においては、本か所のみ「第」とある。
86	【林参与】	<第4章P24> 同上 【委託者の 権利・権限を制限 する仕組み】 1 つ目の「・」	・信託管理人の欠格事由につき、「委託者又はその親族等である者」と要約的に記述しているが、「親族等」は「委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者」と条文に即して表現した方が分かりやすく読み手に親切であると思われるが、どうか。 ・「9条第3号」→「9条3号」
87	【林参与】	<第4章P24> 同上 【委託者の 権利・権限を制限 する仕組み】 2 つ目の「・」	条文の引用がない。法20条2項4号・規則40条1項二号ホのことか？ ガイドラインで一定の規律又は考え方を示す場合には、参照条文を引用してその根拠を明示し、その内容が、法令上の明文の規定によるものなのか、それを踏まえた解釈によるものなのか読み手に明確になるよう記述すべきである。

88	【林参与】	<p><第4章P24> 同上 【委託者の権利・権限を制限する仕組み】 3 つ目の「・」</p>	<p>1) 条文の引用がない。ガイドラインで一定の規律又は考え方を示す場合には、参照条文を引用してその根拠を明示し、その内容が、法令上の明文の規定によるものなのか、それを踏まえた解釈によるものなのか読み手に明確になるよう記述すべきである。</p> <p>2) 「遂行」の主体、「……専門性等が求められる」主体、「排除し」との排除の方法ないし排除するように対応することが求められる主体の明示が無く、読み手にとって、誰が何をどのようにすべきか、読み取りにくい。</p> <p>3) 「・」の記述内容は、8条の認可基準の適合性の有無の問題を超えて、「公益事務」の該当性をも否定する事情となり得るとの考え方をとるのであれば、「公益事務」のどの要件が、どのように問題になるとする趣旨か、できるだけ分かりやすく明示されたい。</p>
89	【林参与】	<p><第4章P24> 同上 【委託者の権利・権限を制限する仕組み】 1 つ目の「○」</p>	<p>1) 「資源提供者」とは何か。</p> <p>2) 「当該権限が適切に行使されるよう留意することが求められる」とあるだけでは、委託者による権限の行使が適切なものなるようにするために、誰がどのような判断・対応を求められるとする趣旨か分かりにくい。</p>
90	【林参与】	<p><第4章P24> 同上 【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意</p>	<p>「その際には、公益信託が委託者の私的利益のために用いられないことがないよう配慮することが求められる。」とあるが、①受託者が善管注意義務を果たす際の注意喚起の趣旨か、②公益信託認可の基準の適合性の判断において、信託行為の定めにより委託者に何らかの権限が付与されている場合には、具体的な対策を必須とし、それが無ければ認可しないとする趣旨か（そうであればどのような権限であれば、どのような対策が必要と考えるとするものか）、③委託者に付与された権限の内容を踏まえて、受</p>

		点】 1つ目の「・」	託者・信託管理人の資格に関する基準の判断の軽重が変わるとする趣旨か。上記記述だけでは趣旨が分かりにくい。
91	【林参与】	<第4章P24> 同上 【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意点】 2つ目の「・」	1) 信託行為の定めにより委託者に付与された権限の内容が、公益事務のどの要件との関係で、どのように問題となり得るとする趣旨か、より分かりやすく示されたい。 2) 「委託者等」に特別の利益を与えるものか否かチェックするとあるが、「等」とは何か。8条5号・6号の規定を踏まえた記述か。参照条文を示し、ガイドラインの記述が想定するもの・範囲を分かりやすく示されたい。
92	【林参与】	<第4章P24> 同上 【信託行為において、委託者の権限を定めるに当たっての留意点】 3つ目の「・」	1) 1つ目及び2つ目の「・」では、信託行為の定めにより委託者の権限を創設的に付与する場合を想定して説明がされているが、3つめの本項目は、公益信託法のデフォルトルールとして公益信託の委託者に認められた権限についての記述である。 2) また、信託管理人の解任には正当理由を要すること（信託法128条2項が準用する33条3項による読替後の信託法58条1項）に加え、15条は、信託管理人の解任を届出事項としており、行政庁が届出によりその旨及び辞任理由等を把握し、必要な調査等の端緒とすることも想定した規律になっている。 3) こうした規律のもとで、公益信託法のデフォルトの委託者の権限であるにもかかわらず、更に制限をかけることが当然必要であるかのような誤解を招く表現、信託管理人が1人の場合には、その解任に

			<p>ついて、受託者との合意等の方法を採用することが当然必要であるかのような誤解を招く表現は、いずれも避けるべきである。</p> <p>4) 以上の観点も踏まえると、信託管理人が1人の場合における当該信託管理人の解任について、信託行為の定めにより、受託者との合意や合議制機関の同意を必要とする方法を採用することが考えられるとする記述は、かかる方法を採用することを必須とする趣旨ではない（かかる方法を採用していないことをもって直ちに認可しないとする趣旨ではない）旨を明示すべきであると考えますが、どうか。</p>
93	【林参与】	<p><第4章P25> 同上 【委託者の権限について】</p>	<p>1) 1行目に「信託が設定された後において、委託者に各種権利を付与した場合」とあるが、どのような場合か分かりにくい。寺本逐条325頁の(1)・(2)の各記述を要約しようとしたものかもしれないが、同頁は、上記のような場合（信託設定後に委託者に権限を付与した場合）を想定して解説するものではない。表現を改めるべきである。</p> <p>2) C) 欄の182条2項の横に「☆」が唐突に現れるが、趣旨不明瞭である。</p>
94	【林参与】	<p><第4章P26> 第11 信託行為に関する留意事項 6「公益信託の目的」について</p>	<p>1つ目の「○」の4つ目の「・」に「〃」との表記があるが、直前の「読替信託法」を指す趣旨であれば、「同法」とすべきではないか。「〃」との表記は、行政文書や法律関係文書における法令の表示方法として見慣れない印象がある。</p>
95	【林参与】	<p><第4章P27> 第11 信託行為に</p>	<p>1) 1つ目の「○」の第一文に、「公益事務該当性」（2行目）と「公益信託事務該当性」（3行目）の二つの語が現れるが、公益事務と公益信託事務が概念として区別されるものである。本項目の記述は、</p>

		<p>関する留意事項 8「公益事務の内容」</p>	<p>公益事務の該当性を判断する際の考慮事情を説明する部分のはずであるから、「公益事務該当性」用語を統一すべきである。</p> <p>2) 1つ目の「○」の第一文に「合議制機関の職務に関する事項」とあるのは「合議制機関を設ける場合にはその職務に関する事項」とするなど、その設置は任意であるのが原則だと明確となる記述にすべきである。</p> <p>3) 2つ目の「○」、公益事務の内容の参照条文について、規則1条4号のみ掲げられているが、4条2項4号も掲げるべきではないか。</p> <p>4) 3つ目の「○」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「例えば、のような」→「次」のような、脱字。 ・「生徒②」「給付①」「研究者②」など丸数字がみられるが趣旨不明瞭である。 <p>5) 4つ目の「○」に、付随的な事務のうち信託行為の定めとして明記することが適切と考えられるものの例示として、「幹となる事業に比べて1割以上の費用を必要とするような場合」とあるが、この記述は、削除すべきではないか。具体的に基準を示そうとしたものと思われるものの、信託行為の定めを固める段階（信託契約書又は遺言信託の条項作成段階）で、将来において、上記場合に該当するか否かを判断することは相当な困難を伴うことが予想される。結局、想定し得るものは何でも書いておく（他方、書いてなかったもので、いざ実施を検討する段階になり、1割以上の費用の支出を要すると見込まれるゆえに実施を躊躇・断念させる）ことになりかねないとの懸念が残る。</p>
--	--	-------------------------------	--

96	【林参与】	<p><第4章P28> 第11 信託行為に関する留意事項 8 「公益事務の内容」</p>	<p>1) 1つ目の「○」の「合議制機関の関与の程度等」とあるのは「合議制機関の設置の有無・関与の程度等」とするなど、その設置は任意であるのが原則だと明確となる記述にすべきである。</p> <p>2) 枠囲い【信託行為の様式について】の第二段落に「信託行為の様式については……委託者や受託者が内容を理解しつつ、容易に作成できるような工夫が行われることが望まれる。」とあるが、公益信託の信託行為の「様式」（との表現が適切かは不明だが）は信託契約又は遺言である。それとは別に、公益信託に関する文書の「様式」を定めるのは規則（規則がなく、制度の利用・運用の便宜のために用意される様式を作成するのは行政庁）ではないか。</p>
97	【林参与】	<p><第4章P28> 第11 信託行為に関する留意事項 9 「信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項」について</p>	<p>「○」の第二段落「少なくとも……定めること求められる。」→ 定めること「が」求められる。脱字。</p>
98	【林参与】	<p><第4章P29> 同上「ア 信託財産の内容及び拠出の方法等」</p>	<p>1) 第三段落に「信託財産は、遅くとも、信託行為が効力を生じた後」とあるが、「公益信託の効力が生じた後」（認可後）をいう趣旨か。</p>

			<p>2) 第四段落の追加信託について。委託者の義務・任意で行う追加信託の定めがある場合についての記述はあるが、追加信託を行う旨の信託行為の定めがない場合に、これを行う（行おうとする）ときの取扱いについての記述が無い。後者の場合、どのような扱いとなるか考え方を示されたい。</p> <p>また、委託者が追加信託を行う場合、信託行為の定めがあるとき・ないときそれぞれについて、変更認可の申請又は届出の要否の扱いも明示すべきではないか。</p>
99	【林参与】	<p><第4章P30> 同上「イ 第三者からの寄付の受け入れの予定」</p>	<p>1) 第一段落で、第三者からの追加信託に言及があり、第二段落で、「規定がない場合には、受託者の裁量によって受け入れ可能として取り扱う」とあるが、「受け入れ」の対象が明記されていない。第二段落は、「寄附」のみを対象としたものか、それとも追加信託を含む趣旨か。</p> <p>2) 28頁のアには、追加信託の受入れについて信託行為に定めがない場合に、これを受託者の裁量によって受け入れ可能とするものと扱う旨の記載はないが、上記1)で触れた第一段落の記述との関係は、どのように理解すればよいか。</p> <p>3) 第三者が追加信託を行う場合、信託行為の定めがあるとき・ないときそれぞれについて、変更認可の申請又は届出の要否の扱いも明示すべきではないか。</p>
100	【林参与】	<p><第4章P30> 同上「ウ 信託財産の分別管理」</p>	<p>1) 第二段落2行目「財産委応じた」→「財産に応じた」 誤字</p> <p>2) 第三段落、信託法34条1項ただし書に基づき、別段の定めをするときには、「必要的記載事項として取り扱う」との記載がある。これは信託契約書又は遺言書に明記がない限り、別段の定めはないものとして取り扱うとする趣旨か。</p>

			<p>3) 第三段落、「その改廃は」軽微な変更ではないとの記載がある。「その」「改廃」が何を指すのか分かりにくい。信託法34条1項ただし書に基づく別段の定めの変更に限らない(同項本文により同項各号に掲げる方法で分別管理していたのを変更する場合も含む)趣旨か。そうであれば、信託行為に定められた信託財産の分別管理の方法の変更は、軽微な信託の変更には該当しない(信託行為において定められた事項の変更であるが、「その他の信託財産に関する事項」(法4条2項4号、規則1条5号)の変更にあたるため、規則11条5号かつこ書により軽微な信託の変更から除外されている。)、とするなど、上記趣旨をより分かりやすく示されたい。</p>
101	【林参与】	<p><第4章P32> 同上「オ 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見出しの「オ 信託財産の支出に関する事項等及び支出に係る経理等」→支出「に」に係る経理等 ・一つ目の「○」の「当該規程に依る旨」を信託行為で定めた場合について。当該規程を変更するときの変更認可の申請又は届出の扱いを明示されたい。 ・二つ目の「○」は、抽象的な記述であるため、認可基準への適合性チェックにおいて「詳細」や「バスケット条項的なもの」として具体的にどのようなものを想定して審査が行われるのか(また、利用者側からすれば、信託行為の定め、どの程度、書き込まなければならないのか)検討を付ける手掛かりに乏しく、非常に分かりにくい印象。
102	【林参与】	<p><第4章P33> 同上「カ その他信託財産に関する事項」</p>	<p>第二段落の第二文、「こうした規定がない場合には……より高度の能力(ガバナンス)が求められる」とあるが、その場合は、一律に、高度な能力等が求められるとする趣旨に理解できる記述になっている。しかし、使い切り型の公益信託(信託財産は金銭で、助成金を給付する)もある。受託者が処分し得ない財産についての定めがない限り、一律に、その定めがある公益信託に比べて、より高度な能力等が要求されることが妥当とは思われない。公益法人制度における基本財産や公益目的事業</p>

			に不可欠な財産のような、公益事務の遂行上、不可欠と思われる財産について、その処分を制限する信託行為の定めがない場合の考え方であることを分かりやすく示すべき。
103	【林参与】	<第4章P33> 第11 信託行為に関する留意事項 10 「受託者の職務に関する事項」について	・ 3つめの「○」4行目真ん中あたり「一つのである」→「一つである」
104	【林参与】	<第4章P34> 【1. 受託者の義務】	受託者は信託財産の「唯一の」管理・処分権者とあるが、受託者はその職務を第三者に委託することも可能であること（信託法28条）との関係が気になった。
105	【林参与】	<第4章P35> 第11 信託行為に関する留意事項 11 「公益信託事務の処理の方法に関する事項」について	・ 「規程」による旨を信託行為に定めた場合、当該規程は信託行為の定めの内容をなすものであるから、当該規程の変更時の扱い（認可申請か、届出か）を明記すべき。

106	【林参与】	<p><第4章P35> 第11 信託行為に関する留意事項 12 「信託管理人の職務に関する事項」について</p>	<p>二つ目の「○」1行目中ほどより後ろ「○ウ)」とある。誤記又は何らかの記号の変換ミスと思われる。</p>
107	【林参与】	<p><第4章P36> 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「合議制機関を設ける場合には」その委員の委嘱…と、任意の機関であることを明確にすべき。 ・（☆）が3か所唐突に現れるが趣旨不明瞭。 ・脚注32の「信託報酬の額」とは、「受託者の」信託報酬の額か、受託者に限らないとする趣旨が明確にすべき。
108	【林参与】	<p><第4章P39> 第11 信託行為に関する留意事項 16 「公益信託事務の一部を委託する場合にあっては……」について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3つ目の「○」の文章が途中で切れている。

109	【林参与】	<p><第4章P40> 第11 信託行為に関する留意事項 17</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つ目の「○」の3行目「設置することが想定される。」→「設置することも想定される。」とし、任意の機関であることをより明確にすべき。 ・ 2つ目の「○」の1行目、「合議制機関は公益信託事務の適切な処理を図る上で重要な役割を果たすものであり、」とあるが、重要な役割を果たし得るかどうかは、機関設計など個別の事情に左右されるはず。 ・ 2つ目の「○」の4行目から5行目に、「受託者の判断のみで変更できないものとする（12条の「信託の変更」に「該当させる」）ことが求められる」とある。該当「させる」とは、どういうことか分かりにくい。該当「させる」方法含め、そのようなことができる性質のものなのか。行政庁の変更認可に係らしめるべきである、とする趣旨であれば、それは変更認可か届出のいずれになるかという12条の解釈適用に尽きる事柄ではないか。 ・ 3つ目の「○」は、公益信託事務の処理に関する事項の定めとして、どこまで詳しい記載が求めるか説明する記述になっている（見出し項目と整合していない）印象を受けたが、どうか。 ・ 5つ目の「○」に「受託者の裁量を縛るという制度の趣旨」とあるのは、1つ目の「○」の記述と必ずしも整合しない印象を受けたが、どうか。
110	【林参与】	<p><第4章P41> 第11 信託行為に関する留意事項 17</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「規程」に委ねた場合に、その変更の扱い（12条本文、ただし書の適用関係）を明示すべき。

111	【林参与】	<第4章> 全般	<p>1) 条文引用において「信託法●条」「公益信託法●条」「●条（法律名の記載はないが公益信託法を指すと思われるもの）」「●条（法律名の記載はないが信託法を指すと思われるもの）」が混在し、読みにくい箇所がある。法令の引用方法を統一できないか。</p> <p>2) 条文引用において「但し書」との表記が散見されるが、「ただし書」に統一すべきではないか。</p> <p>3) 条文引用において「第」があるもの、無いものが混在している。統一すべきではないか。</p> <p>4) 「信託行為の規定」との表現が散見されるが、「信託行為の定め」ではないか。</p>
112	【林参与】	<第5章P3> 事業計画書について	申請書において規程、要綱等において定めることとしている場合に、原則として規程・要綱等のHP等での公表を求めつつ、公表を行わない場合には事業計画書への添付が求められていますが、この場面を含めて関係者の属性からHPでの公表が難しい場合がありうることを前提に、制度を構築する必要があると思います。
113	【林参与】	<第5章P8> 受託者等名簿について	受託者等名簿で開示が義務付けられる受託者の住所についても、申請書と同様に事務所の住所が許容される必要があるものと思います。
114	【林参与】	<第5章P10> 当該受託者の職業に関する事項について	下から5行目の「情報開示なお」→「情報開示の」

115	【林参与】	<第5章P11> 関連当事者との取引に関する事項及びその明細について	共同事務所の他のメンバーが取引を行っている（依頼を受けている）場合など士業特有の状況や、法令上の守秘義務が及ぶ可能性も踏まえた整理をしてもらう必要があると思います。
116	【林参与】	<第5章P16> 公益信託制度における財務報告の基本的な考え方について	財務報告や会計処理について簡素化が図られるとともに、参考例を示すなど具体的な形で周知を図らないと、軽量の公益信託は普及しにくいものと思います。
117	【林参与】	<第5章P21> 【資産の部の細目【P】】について	破産債権等であって貸借対照日の翌日から起算して 1年以内に改修されないことが明らかなもの→回収の誤記
118	【林参与】	<第5章P23> (C) 事業費/管理費の区分関係について	要検討となっている箇所 事業費として公益信託事務の実施のための人件費等が該当し、管理費としては、計算書類その他定期提出書類の作成のための委託費となっているが、経理は、通常の事務に加えて計算書類の作成にも関与すると思われるが、これは管理費、事業費の両方にまたがるものとして、適正な基準による配賦となるの

			か（配賦できないときには管理費）となるのか、公益信託慈雨の実施のための人件費として事業費となるのか。疑義が生じるような具体例があれば明示することが望ましいのではないかと。
119	【林参与】	<p><第5章P28></p> <p>(4) 閲覧請求等について</p>	<p>閲覧などに対応する時間として、個人や小規模法人が受託する場合について、公益信託に関して外部から問い合わせ等に対応することができる時間を「業務時間」として設定し、インターネット等に記載するのが望ましいとあるが、インターネット以外の「等」の具体的内容はいかなる方法があるのか。可能であれば明示された方がよいのではないかと。</p> <p>そのほか業務時間内の開示請求について、受託者のHPにおいて資料をわかりやすく公表したり、電子メール等で開示請求を付けつけたりするなどデジタルでの対応をすることが前提とした記載があるが、デジタルを活用する以外の方法はないのか（受託者においてHPをもっていないこともありうる）。より取りやすい対策はないのか（公益信託専属のスタッフがいない場合に、何時でも閲覧請求ができることへの対処をどこまですればセーフかという問題ともいえる）。</p> <p>財産目録等をHP（「公益法人 information」）において公表することが想定されているが、その際に自由記載的な欄を設けてそこに業務時間や受付方法を記載するという方法は考えられるか。</p>